

JAPAN P&I NEWS

No.666-14/03/07

ウクライナ情勢について(その2)

題記の件に関し、2014年3月6日付 Japan P&I News No.665 をご参照下さい。

同 Japan P&I News でご案内した EU 理事会による資産凍結措置について、2014年3月6日付で EU Council Regulation No.208/2014 として EU 官報に掲載されました。同 Regulation は以下のリンクからご覧頂けます。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2014:066:0001:0010:EN:PDF>

また、米国もウクライナの安定に脅威となる者に対する資産凍結及びビザ発給禁止措置を取る権限を付与する大統領令(Executive Order)を2014年3月6日付で発行しました。今後、同大統領令に基づき米国外国資産管理局(OFAC)が制裁対象者を SDN(Specially Designated Nationals)として特定することになります。当該大統領令は以下のリンクからご覧頂けます。

<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2014/03/06/executive-order-blocking-property-certain-persons-contributing-situation>

なお、ウクライナ情勢は急激に変動する可能性がありますので、寄港を予定している場合には常に最新状況をご確認下さい。

以上

< 日本船主責任相互保険組合 >